

食用**養殖魚**に使う**医薬品の購入方法**

グループ

A



使用指導書等は**不要**

直接、医薬品の販売店から購入することができる医薬品

駆虫剤

・プラジクアンテル
・フェバンテル 等

消毒剤

・ポピドンヨード
・プロノポール

ビタミン等

・ウルソデオキシコール酸
・各種ビタミン 等

麻酔剤

・オイゲノール

グループ

B



使用指導書が**必要**

指導機関又は専門家から交付された使用指導書があれば購入することができる医薬品

※水産用抗菌剤は、緊急事態時に限り、使用指導書の代わりに「水産用抗菌剤に関する理由書」があれば購入できます。

ワクチン

・各種不活化ワクチン



抗菌剤

・アンピシリン
・塩酸オキシテトラサイクリン
・エリスロマイシン
・スルファモノメトキシシ 等

グループ

C



獣医師の診療が**必要**

獣医師の診療を受けて獣医師に処方してもらうことで入手することができる医薬品

他に手段がない場合の**特殊な使用方法**です。獣医師から十分な指示・指導を受けてその内容を厳守してください。



※ 獣医師はグループA～Cのいずれの医薬品も処方することができます。
※ 獣医師が見つからない場合は水産試験場等にご相談ください。

未承認の医薬品等

- ✓ 承認薬とは違う魚種に使う場合
- ✓ 承認薬とは違う用法・用量で使う場合
- ・エリスロマイシンをヒラメに使う 等

いわゆる **適用外使用** のことです



- ✓ 国内では未承認の医薬品
- ✓ 食用養殖魚では未承認の医薬品

は、安全性を考慮したうえで、獣医師のみが処方できるので注意が必要です。



どのカテゴリにも属さず、絶対に食用養殖魚には使ってはならない薬物

- | | | | | |
|-----------------|------------|--------------------|-----------------|---------------------|
| ① イプロニダゾール | ② オラキンドックス | ③ カルバドックス | ④ クマホス | ⑤ <u>クロラムフェニコール</u> |
| ⑥ クロルスロン | ⑦ クロルプロマジン | ⑧ ゲンチアナバイオレット | ⑨ ジエチルスチルベストロール | |
| ⑩ ジメトリダゾール | ⑪ ニタルソン | ⑫ <u>ニトロフラゾン</u> | ⑬ ニトロフラントイン | ⑭ <u>ニフルスチレン酸Na</u> |
| ⑮ <u>フラゾリドン</u> | ⑯ フラルタドン | ⑰ <u>マラカイトグリーン</u> | ⑱ メトロニダゾール | ⑲ ロキササルタン |
| ⑳ ロニダゾール | | | | |

※下線は過去に食用養殖魚の医薬品として承認があったもの。